



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年12月26日(金) 第10359号

■ 目 次

ページ

告 示

○解除保安林(森林保全課)	3
○同	3
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○同	4
○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る縦覧(都市計画課)	4
○同	4
○同	5
○同	5
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧(同)	5
○同	6
○同	6
○同	6
○同	7
○都市計画事業の認可(都市整備課)	7

公 告

○指定管理者の指定(文化振興課)	7
○同(林政課)	8
○農業振興地域の区域変更(農業構造政策課)	8
○同	9
○同	9
○同	10
○同	10
○指定管理者の指定(蚕糸特産課)	10
○同(eスポーツ・クリエイティブ推進課)	10
○同(都市整備課)	11
○同	11
○開発工事の完了(建築課)	12

選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等	12
○政治団体の異動事項	13
○政治団体の解散届出	13
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	14
○政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧の請求に関する規程の全部を改正する告示	15
○政治資金規正法関係情報公開規程の一部を改正する告示	21

人 事 委 員 会 規 则

○群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	29
-----------------------------	----

入 札 公 告

○一般競争入札の実施(桐生特別支援学校)	30
○同(伊勢崎特別支援学校)	32
○同(館林特別支援学校)	35

落札

○落札者等の決定(会計管理課)	37
-----------------	----

正誤

○令和7年7月25日群馬県告示第171号(森林保全課)	38
-----------------------------	----

■ 告示

◎群馬県告示第283号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

1 解除に係る保安林の所在場所 太田市金山町39の41(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林保全課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第284号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

1 解除に係る保安林の所在場所 太田市金山町39の41(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林保全課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第285号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下仁田安中倉渉線	富岡市上丹生字駒寄5番の5地先から同市同字中村2693番の1地先まで	前	10.8~24.1	468.3
			後	9.7~24.1	468.3

◎群馬県告示第286号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	岩宿停車場線	みどり市笠懸町阿左美1500番の3地先から同市同2566番の10地先まで	前	6.6~9.5	36.0
			後	—	—

◎群馬県告示第287号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画、前橋勢多都市計画、高崎都市計画、榛名都市計画、箕郷都市計画、吉井都市計画、伊勢崎都市計画、赤堀都市計画、東都市計画、藤岡都市計画、鬼石都市計画、玉村都市計画、渋川都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、榛東都市計画、吉岡都市計画、下仁田都市計画及び甘楽都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(県央広域都市計画圈都市計画区域マスターplan)
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所、群馬県渋川土木事務所、群馬県伊勢崎土木事務所、群馬県高崎土木事務所、群馬県安中土木事務所、群馬県藤岡土木事務所、群馬県富岡土木事務所、前橋市都市計画部都市計画課、高崎市都市整備部都市計画課、伊勢崎市都市計画部都市計画課、渋川市建設交通部都市政策課、藤岡市都市建設部都市計画課、富岡市建設水道部都市計画課、安中市まちづくり部都市計画課、榛東村建設課、吉岡町建設課、下仁田町建設水道課、甘楽町建設課及び玉村町都市建設課

◎群馬県告示第288号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画、新里都市計画、太田都市計画、藪塚都市計画、館林都市計画及びみ

- どり都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東毛広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、群馬県桐生土木事務所、群馬県館林土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課、太田市都市政策部都市計画課、館林市都市建設部都市計画課、みどり市都市建設部都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課、大泉町都市建設部都市整備課及び邑楽町都市計画課
-

◎群馬県告示第289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 沼田都市計画及びみなかみ都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（利根沼田広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県沼田土木事務所、沼田市都市建設部都市計画課及びみなかみ町地域整備課
-

◎群馬県告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 中之条都市計画、長野原都市計画、草津都市計画及び吾妻都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（吾妻広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所、中之条町建設課、長野原町建設課、草津町愛町部企画創造課及び東吾妻町建設課
-

◎群馬県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、

次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類 前橋都市計画区域区分
 - 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市の区域の一部。なお、前橋市横手町、亀里町、鶴光路町、力丸町、三俣町一丁目、西片貝町一丁目及び西片貝町二丁目の各一部を新たに市街化区域に編入する。
 - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課
-

◎群馬県告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、高崎都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類 高崎都市計画区域区分
 - 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市の区域の一部
 - 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課
-

◎群馬県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、桐生都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類 桐生都市計画区域区分
 - 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 桐生市の区域の一部
 - 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及び桐生市都市整備部都市計画課
-

◎群馬県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類 館林都市計画区域区分
 - 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 館林市、板倉町、明和町、千代田町及び邑楽町の全域。なお、館林市下早川田町、邑楽郡明和町南大島、新里、邑楽郡千代田町下中森の各一部を新たに市街化区域に編入する。
 - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課及び邑楽町都市計画課
-

◎群馬県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、玉村都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本 一太

- 1 都市計画の種類 玉村都市計画区域区分
 - 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 玉村町の全域。なお、玉村町大字福島の一部を新たに市街化区域に編入する。
 - 3 縦覧場所 群馬県国土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課
-

◎群馬県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、太田都市計画事業を令和7年12月26日、次のとおり認可した。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本 一太

- 1 施行者の名称 太田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 太田都市計画公園事業 3・3・16号 備前島公園
- 3 事業施行期間 令和7年12月26日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 太田市備前島町地内
 - (2) 使用の部分 なし

■ 公 告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 県立自然史博物館附帯ホール
- (2) 所在地 富岡市上黒岩1674番地1

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 富岡市
- (2) 主たる事務所の所在地 富岡市富岡1460番地1
- (3) 代表者の氏名 富岡市長 榎本義法

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 おうらの森
- (2) 所在地 邑楽郡邑楽町大字中野地内

2 指定管理者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 JA邑楽館林千代田町緑化組合
- (2) 主たる事務所の所在地 邑楽郡邑楽町大字狸塚377番地5
- (3) 代表者の氏名 組合長 高橋修一

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、前橋農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

変更後の前橋農業振興地域は、前橋市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和7年群馬県告示第291号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 都市計画用途地域の変更の告示（平成20年前橋市告示第177号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 3 都市計画用途地域の変更の告示（平成8年富士見村告示第59号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 4 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川の河川区域
- 5 川曲町、元総社町及び鳥羽町のうち、上記1に該当する区域以外の区域
- 6 平成16年12月4日現在の宮城村及び平成21年5月4日現在の富士見村の区域のうち、国有林野の全域及

び県有林の全域

- 7 三夜沢町字上十二、字十二、字境内、字硯石及び字櫃石の区域、柏倉町字小穴及び字大穴2222番地の区域、苗ヶ島町字大師沢、字神東原、字東沢、字滝沢並木、字樹形2454、2458、2459、2462、2465、2467、2471から2473まで、2475、2478、2479、2501、2503から2508まで、2510から2514まで、2516から2520まで、2523から2526まで、2527の1、2527の2及び2528、字大畠2259から2264まで、2301、2721及び2817、字新並木2646及び2647、字三角原2051の2及び2051の3、字片並木2054の2並びに字向松並木2052の1及び2052の5番地の区域並びに鼻毛石町字谷源地1952、1976、1977、1979、1981、1985から1987まで、1997、1998、2002、2003及び2610、字東半木801の2及び1849の27、字菅広812から815まで、816の1、816の3、816の4、818及び819、字西半木1848の2並びに字片並木1851の2番地の区域
 - 8 平成16年12月4日現在の粕川村の区域のうち、国有林野の全域
 - 9 富士見町小暮字東新地2425の1、字新山2438の1、字西新山2409及び字新地2420の1番地の区域
 - 10 富士見町赤城山1467、1932の2、1935、2036、2083及び2103番地の区域
-

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、館林農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本 一太

変更後の館林農業振興地域は、館林市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和7年群馬県告示第294号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
 - 2 堀工町のうち字出戸974、975の1、975の2、979、982の2、982、983、984、985、986、987の1、987の2及び987の3並びに字道満994の1、995の1、996、997、998の1、998の3、999の1、1000の1、1000の4、1003から1008まで、1011、1012、1013、1014、1015の1、1016の3、1017から1019まで、1020の2、1021の2、1021の3及び1022から1028までの区域
-

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、玉村農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本 一太

変更後の玉村農業振興地域は、佐波郡玉村町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和7年群馬県告示第295号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、明和農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

変更後の明和農業振興地域は、邑楽郡明和町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和7年群馬県告示第294号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、千代田農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

変更後の千代田農業振興地域は、邑楽郡千代田町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和7年群馬県告示第294号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 群馬県立日本絹の里

(2) 所在地 高崎市金古町888番地1

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 名称 公益財団法人群馬県蚕糸振興協会

(2) 主たる事務所の所在地 高崎市金古町888番地1

(3) 代表者の氏名 理事長 反町敦

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 群馬コンベンションセンター
- (2) 所在地 高崎市岩押町12番24号

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 Gメッセ運営共同事業体
- (2) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区三番町2番地
- (3) 代表者の氏名 株式会社コンベンションリンクケージ 代表取締役 平位博昭
- (4) 構成者の氏名 株式会社群成舎 代表取締役 芝崎勝治
ALSOK群馬株式会社 代表取締役社長 浦友治
鹿島建物総合管理株式会社 代表取締役社長 山本和雄
ヨーエイ株式会社 代表取締役 関口典明

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 観音山ファミリーパーク
- (2) 所在地 高崎市寺尾町地内

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 特定非営利活動法人KFP友の会
- (2) 主たる事務所の所在地 高崎市寺尾町1064番地30観音山ファミリーパーク内
- (3) 代表者の氏名 理事長 高田博一

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本一太

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 多々良沼公園
- (2) 所在地 館林市松沼町地内ほか

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 JA邑楽館林千代田町緑化組合
 (2) 主たる事務所の所在地 邑楽郡邑楽町大字狸塚377番地5
 (3) 代表者の氏名 組合長 高橋修一
 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本 一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上之手1431-2	高崎市上中居町512番地 西中居ハイツA203号 飯田裕俊、飯田実穂
2	佐波郡玉村町大字箱石字堀北58-5	佐波郡玉村町大字箱石58番地 猪野幸生
3	甘楽郡甘楽町大字金井字北金井256-1、256-1先道の一部、256-1先水の一部、256-3の一部	富岡市内匠264番地1 ホームランド企画株式会社 代表取締役 小林政道

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年12月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
誇れる前橋をつくる会	久保田陽子	崎田恭平	前橋市龜里町527-2
	令和7年11月28日		
丸山彬後援会	丸山彬	宇佐見碧	前橋市大手町3-17-20
	令和7年11月28日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和7年12月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党的支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
日本共産党北毛地区委員会	代表者の氏名	福田あい子	川田敏彦	令和7年11月1日
	会計責任者の氏名	角田あや	福田あい子	令和7年11月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
青木ひとみ後援会	代表者の氏名	青木ひとみ	上杉慎哉	令和7年11月6日
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	令和7年11月6日
	公職の種類（第一号）	衆議院議員	該当なし	令和7年11月6日
群馬県警備業連盟	会計責任者の氏名	神山悟	石井誓二	令和7年11月4日

◎群馬県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年12月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
群馬県生活衛生同業組合連合会政治連盟	桑原勝宏	令和7年10月31日
原田大後援会	中嶋昇太郎	令和7年10月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年12月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31, 401
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 296, 253
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10, 098
甘楽郡	5, 807
吾妻郡	14, 159
利根郡	8, 564
佐波郡	9, 782
邑楽郡	26, 092
前橋市	91, 055
高崎市	102, 016
桐生市	28, 900
伊勢崎市	55, 473
太田市	58, 401
沼田市	12, 340
館林市	20, 139
渋川市	20, 597
藤岡市・多野郡	18, 233
富岡市	12, 682
安中市	15, 448
みどり市	13, 563

◎群馬県選挙管理委員会告示第八十四号

政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧の請求に関する規程の全部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月二十六日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

政党助成法関係情報公開規程

政党助成法の規定による支部報告書等の閲覧の請求に関する規程（平成七年群馬県選挙管理委員会告示第九十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この告示は、政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第三十二条第五項及び群馬県政党助成法関係手数料条例（令和七年群馬県条例第七十号。以下「条例」という。）の規定に基づく閲覧又は写しの交付に關し必要な事項を定めるものとする。

（支部報告書等の開示請求の手続）

第二条 法第三十二条第五項の規定による群馬県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に対する支部報告書等（条例第二条の支部報告書等をいう。以下同じ。）の閲覧又は写しの交付の請求（以下「開示請求」という。）は、支部報告書等開示請求書（別記様式第一号）を委員会に提出してしなければならない。

第三条 委員会は、支部報告書等開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（支部報告書等の開示の原則）

第三条 委員会は、開示請求があつたときは、次に掲げる場合を除き、請求者に対し、

当該開示請求に係る支部報告書等を開示しなければならない。

一 前条第二項の規定により求めた補正に請求者が正当な理由なく応じないとき

その他開示請求が不適法であるとき。

二 開示請求に係る支部報告書等を保有していないとき。

（開示請求に対する措置）

第四条 委員会は、開示請求に係る支部報告書等を開示するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨及び開示を実施する日時を支部報告書等開示決定通知書（別記様式第二号）により通知しなければならない。

二 委員会は、開示請求があつた場合において、直ちに、当該開示請求に係る支部報告書等を開示する旨の決定をして開示をできるとときは、前項の規定に

かかわらず、その旨及び当該支部報告書等の名称を記入し、並びに收受印を押印した支部報告書等開示請求書の写しの交付をもつて同項の通知に代えることができる。

三 委員会は、開示請求に係る支部報告書等を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を支部報告書等不開示決定通知書（別記様式第三号）により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第五条 前条第一項及び第三項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、第二条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を支部報告書等開示決定等期間延長通知書（別記様式第四号）により通知しなければならない。

3 開示請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、開示請求があつた日から五十九日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、委員会は、開示請求に係る支部報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの支部報告書等については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、委員会は、第一項に規定する期間内に、請求者に対し、支部報告書等開示決定等期間特例延長通知書（別記様式第五号）により通知しなければならない。

（手数料の納付方法）

第六条 条例第二条に規定する手数料の納付は、現金をもつてしなければならない。（支部報告書等の写しの送付の求め）

第七条 請求者は、委員会に対し、送付に要する費用を納付して、支部報告書等の写しの送付を求めることができる。

（閲覧の方法）

第八条 支部報告書等の閲覧は、群馬県の執務時間を定める規則（平成元年群馬県規則第二十四号）に定める執務時間中に、委員会の事務室においてしなければならない。

3 支部報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

2 支部報告書等は、丁重に取り扱わなければならず、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

（閲覧の中止等）

第九条 委員会は、前条各項の規定に違反する行為を行つた者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

15

別記様式第1号(第2条関係)

支部報告書等開示請求書

年 月 日

群馬県選挙管理委員会委員長 宛て

郵便番号

住所

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号

連絡担当者名

政党助成法第32条第5項の規定により、次のとおり支部報告書等の開示を請求します。

区分	政党の支部の名称	年分
支部報告書等		
開示の実施方法 御希望の実施方法 にチェックを入れ てください。 (例「■」「レ」)	1 <input type="checkbox"/> 事務所における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)	
	2 <input type="checkbox"/> 送付による写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)	
	※写しの交付媒体(写しの交付を希望する場合) (1) <input type="checkbox"/> 紙 (2) <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> ダウンロード <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を 希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。 ※別途読み取り費用が発生します。	

注 ダウンロードによる開示は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により
同項に規定する電子情報処理組織を使用して請求を行った者に限られます。

以下の欄には記入しないでください。

処理状況	1 後日決定 2 即日開示
対象支部報告書等 ※即日開示の場合のみ記入	
事務担当	群馬県選挙管理委員会 電話番号

別記様式第2号(第4条関係)

支部報告書等開示決定通知書

様

第 号
年 月 日

群馬県選挙管理委員会

委員長

印

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の開示については、政党助成法関係情報公開規程第4条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

開示する支部報告書等	
開示の日時	年 月 日 () 時 分
開示の場所	
開示の実施方法	
事務担当	群馬県選挙管理委員会 電話番号
備考	

注1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ連絡してください。

2 支部報告書等の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

別記様式第3号(第4条関係)

支部報告書等不開示決定通知書

第 号
年 月 日
様

群馬県選挙管理委員会
委員長 印

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の開示については、政党助成法関係情報公開規程第4条第3項の規定により、次のとおり開示をしないことを決定したので通知します。

開示を請求された支部報告書等	
開示しない理由	政党助成法関係情報公開規程第3条第 号該当
事務担当	群馬県選挙管理委員会 電話番号
備考	

別記様式第4号(第5条関係)

支部報告書等開示決定等期間延長通知書

様

第 号
年 月 日

群馬県選挙管理委員会

委員長

印

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の開示については、政党助成法関係情報公開規程(以下「規程」という。)第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示を請求された 支部報告書等	
規程第5条第1項の規定に による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの支部報告書等につい て開示決定等をする期限	年 月 日まで
延長の理由	
事務担当	群馬県選挙管理委員会 電話番号
備考	

別記様式第5号(第5条関係)

支部報告書等開示決定等期間特例延長通知書

様

第 号
年 月 日

群馬県選挙管理委員会

委員長

印

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の開示については、政党助成法関係情報公開規程(以下「規程」という。)第5条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示を請求された 支部報告書等	
規程第5条第1項の規定に による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
規程第5条第3項を適用す る理由	
支部報告書等の相当の部分 について開示決定等をする 期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの支部報告書等につい て開示決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当	群馬県選挙管理委員会 電話番号
備考	

附 則

2 1 この告示は、令和八年一月一日から施行する。
 改正後の政党助成法関係情報公開規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた支部報告書等に係る写しの交付の請求について適用し、施行日前にされた請求については、なお従前の例による。

◎群馬県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法関係情報公開規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

政治資金規正法関係情報公開規程の一部を改正する告示

政治資金規正法関係情報公開規程（平成二十年群馬県選挙管理委員会告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「少額領収書等の写し開示等決定期間延長通知書」を「少額領収書等の写し開示決定等期間延長通知書」に改める。

第九条中「少額領収書等の写し開示等決定期間特例延長通知書」を「少額領収書等の写し開示決定等期間特例延長通知書」に改める。

第十四条第二項中「前項の通知」を「同項の通知」に改める。

第十五条第二項中「收支報告書等開示等決定期間延長通知書」を「收支報告書等開示決定等期間延長通知書」に改め、同条第三項中「收支報告書等開示等決定期間特例延長通知書」を「收支報告書等開示決定等期間特例延長通知書」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

少額領収書等の写し開示請求書

年 月 日

群馬県選挙管理委員会委員長 宛て

郵便番号

住所

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号

連絡担当者名

政治資金規正法第19条の16第1項の規定により、次のとおり収支報告書等の開示を請求します。

区分	国会議員関係政治団体の名称	年分	支出項目
少額領収書等の写し			<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部()
			<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部()
			<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部()
			<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部()
			<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部()
開示の実施方法 御希望の実施方法 にチェックを入れ てください。 (例「■」「レ」)	1 <input type="checkbox"/> 事務所における開示 〔 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)〕		
	2 <input type="checkbox"/> 送付による写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)		
	※写しの交付媒体(写しの交付を希望する場合) (1) <input type="checkbox"/> 紙 (2) <input type="checkbox"/> 電磁的記録 〔 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> ダウンロード <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付 を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限 る。)。※別途読み取り費用が発生します。〕		

注1 一部の項目のみの開示を希望する場合は、次のうちから開示を希望する項目を選択してください。

①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費 ④組織活動費 ⑤選挙関係費

⑥機関紙誌の発行その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費

2 開示の実施方法の記入は任意です。開示決定後に、改めて申し出ることもできます。なお、ダウンロードによる開示は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して請求を行った者に限られます。

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第5号(第6条関係)

少額領収書等の写し開示決定通知書

様

第 号
年 月 日群馬県選挙管理委員会
委員長 印

年 月 日付けで請求のあった少額領収書等の写しの開示については、政治資金規正法第19条の16第11項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

	国会議員関係政治団体の名称		支出年	支出項目
開示する少額領収書等の写し				
選択可能な開示の実施方法	閲覧	写しの交付		
		用紙に複写したものの交付	CD-Rに複写したものの交付	DVD-Rに複写したものの交付
手数料(送料)	無料(一)			
開示を実施できる日時・場所等				
開示しない部分及びその理由				
事務担当	群馬県選挙管理委員会 電話番号			
備考				

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、総務大臣に対して審査請求することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない)。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県選挙管理委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

別記様式第七号中「少額領収書等の写し開示等決定期間延長通知書」や「少額領収書等の写し開示決定等期間延長通知書」に名ふ。別記様式第八号中「少額領収書等の写し開示等決定期間特別延長通知書」や「少額領収書等の写し開示決定等期間特別延長通知書」に名ふ。領収書等の写し開示決定等期間特別延長通知書に名ふ。別記様式第九号を次のよう名ふ。

別記様式第9号(第10条関係)

開示の実施方法等申出書

年 月 日

群馬県選挙管理委員会委員長 宛て

郵便番号

住所

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号

連絡担当者名

政治資金規正法施行令第11条第1項の規定により、 年 月 日付け第 号で開示決定のあった少額領収書等の写しについて、次のとおり求める開示の実施方法等を申し出ます。

1 求める開示の実施の方法

- (1) 上記決定にかかる少額領収書等の写し開示請求書に記載のとおり
 (2) 下記のとおり

開示の実施を求める 少額領収書等の写し	開示の実施方法
(国会議員関係政治団体の名称) <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	<p>1 <input type="checkbox"/> 事務所における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 送付による写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)</p> <p>※写しの交付媒体(写しの交付を希望する場合) (1) <input type="checkbox"/> 紙 (2) <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> ダウンロード <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキヤナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。※別途読み取り費用が発生します。</p>

注1 希望する方法の□にレ印を付けてください。

- 2 一部についてのみ開示の実施を求める場合には、開示を希望する部分をかっこ内に記入してください。その場合の開示手数料(及び送料)については、少額領収書等の写し開示決定通知書に記載された事務担当までお問い合わせください。
- 3 ダウンロードによる開示は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して請求を行った者に限られます。

2 開示の実施希望日等

- (1) 窓口での開示を希望 (実施希望日:)
 (2) 送付による写しの交付を希望

別記様式第十一号を次のように改める。

別記様式第11号(第12条関係)

収支報告書等開示請求書

年 月 日

群馬県選挙管理委員会委員長 宛て

郵便番号

住所

氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号

連絡担当者名

政治資金規正法第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告書等の開示を請求します。

区分	政治団体の名称	年分
収支報告書等		
開示の実施方法 御希望の実施方法 にチェックを入れ てください。 (例「■」「レ」)	1 <input type="checkbox"/> 事務所における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)	
	2 <input type="checkbox"/> 送付による写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載)	
	※写しの交付媒体(写しの交付を希望する場合) (1) <input type="checkbox"/> 紙 (2) <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> ダウンロード <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を 希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。 ※別途読み取り費用が発生します。	

注 ダウンロードによる開示は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により
同項に規定する電子情報処理組織を使用して請求を行った者に限られます。

以下の欄には記入しないでください。

処理状況	1 後日決定 2 即日開示
対象収支報告書 ※即日開示の場合のみ記入	
事務担当	群馬県選挙管理委員会 電話番号

群馬県人事委員会規則第十一号「政治資金規正法関係情報公開規程」の本文「(以下「規程」という。)」を削除、「政治資金規正法関係情報公開規程第13条第1号」を「規程第13条第1号」に改める。 同記本文第十一号「収支報告書等開示等決定期間延長通知書」を「収支報告書等開示決定等期間延長通知書」に改める、「政治資金規正法関係情報公開規程第15条第1号」を「規程第15条第1項」に改める。 同記本文第十一号「収支報告書等開示等決定期間特例延長通知書」を「収支報告書等開示決定等期間延長通知書」に改める、「政治資金規正法関係情報公開規程第15条の本文「(以下「規程」という。)」を削除、「規程第15条第1項」に改める。	
政治資金規正法関係情報公開規程第15条第1項の規定による決定期間	規程第15条第1項の規定による決定期間
を	を
政治資金規正法関係情報公開規程第15条第3項を適用する理由	規程第15条第3項を適用する理由

■ 人事委員会規則

群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を(以下)に公布する。

令和七年十一月二十六日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十一号

群馬県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の退職管理に関する規則(平成二十八年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一十一号第三号中「第二十八条第三項第一号括弧書」を「第十九条第三項第一号」に、「同法第八十六条第二項に規定する」を「租税特別措置法(昭和三十二年法律第十六号)第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合(令和九年以後の各年分においては、同項に掲げる場合)における同項の規定による」に改める。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第一十一号(第三号に係る部分に限る。)の規定は、令和七年十一月一日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年12月26日

群馬県立桐生特別支援学校長 齋藤由香

1 調達内容

- (1) 調達等件名及び数量 群馬県立桐生特別支援学校スクールバス運行業務委託 1路線
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和8年4月1日(水)から令和13年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 群馬県立桐生特別支援学校（以下「桐生特別支援学校」という。）の指定する場所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者又は令和8年4月1日に令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下、両者併せて「資格者名簿」という。）に登載予定の者であること。
なお、令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年1月13日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月29日(木)午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、桐生特別支援学校へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 次のうちいづれかの条件を満たす者
ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受け、過去3年の間（入札参加資格確認申請書の提出日の前日以前3年間をいう。以下同

じ。) に群馬県内で運行事業を行った実績があること。

イ 道路運送法に基づく特定旅客自動車運送事業の許可を受け、過去3年の間に群馬県内で29人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。

ウ 本件と同様の業務(自家用自動車管理業(車両運行管理業))について、過去3年の間に群馬県内で29人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。

エ 過去3年の間に群馬県立特別支援学校でスクールバス運行事業を行った実績があること。

(9) 日本国内において、桐生特別支援学校が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒376-0001 群馬県桐生市菱町2-1955-1 群馬県立桐生特別支援学校事務室(担当:木田 和弥) 電話0277-22-0011 ファクシミリ0277-45-2595 電子メールge-kiritoku@pref.gunma.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法 令和7年12月26日(金)から令和8年1月28日(水)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について桐生特別支援学校が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年1月30日(金)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和8年1月28日(水)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県立桐生特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年2月6日(金)午前11時 桐生特別支援学校会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月5日(木)午後4時までに上記(1)の場所に桐生特別支援学校長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県立桐生特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、契約した総合計金額(消費税等に係る課税事業者の場合は、消費税等を加えた金額とする。)の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で規則第199条各号の規定のいずれかに該当する者は、免除する。

(4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつ

て有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: SAITO Yuka, Principal of Gunma Prefectural Kiryu Special Needs School
- (2) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Gunma Prefectural Kiryu Special Needs School
- (3) Fulfillment period: From April 1, 2026 To March 31, 2031
- (4) Fulfillment place: Gunma Prefectural Kiryu Special Needs School district jurisdiction and places designates
- (5) Dates of issue for tender documents: From 9:00 a.m. December 26, 2025 To 5:00 p.m. January 28, 2026
- (6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Until 5:00 p.m. January 28, 2026
- (7) Bidding deadline: Until 11:00 a.m. February 6, 2026

The tender must be sent to the address below no later than February 5, 2026 at 4:00 p.m. by registered mail.

- (8) For further details, please contact: KIDA Kazuya, Gunma Prefectural Kiryu Special Needs School, 2-1955-1 Hishi-machi, Kiryu-shi, Gunma-ken, 376-0001, Japan, TEL 0277-22-0011 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年12月26日

群馬県立伊勢崎特別支援学校長 水谷佳子

1 調達内容

- (1) 調達等件名及び数量 群馬県立伊勢崎特別支援学校スクールバス運行業務委託 3路線
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和8年4月1日(水)から令和13年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所 群馬県立伊勢崎特別支援学校（以下「伊勢崎特別支援学校」という。）の指定する場所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載す

ること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者又は令和8年4月1日に令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿(以下、両者併せて「資格者名簿」という。)に登載予定の者であること。
なお、令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年1月13日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月29日(木)午後4時50分までに資格者名簿の登載を確認し、伊勢崎特別支援学校へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。
- (8) 次のうちいずれかの条件を満たす者
 - ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受け、過去3年の間(入札参加資格確認申請書の提出日の前日以前3年間をいう。以下同じ。)に群馬県内で運行事業を行った実績があること。
 - イ 道路運送法に基づく特定旅客自動車運送事業の許可を受け、過去3年の間に群馬県内で29人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。
 - ウ 本件と同様の業務(自家用自動車管理業(車両運行管理業))について、過去3年の間に群馬県内で29人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。
 - エ 過去3年の間に群馬県立特別支援学校でスクールバス運行事業を行った実績があること。
- (9) 日本国内において、伊勢崎特別支援学校が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒372-0023 群馬県伊勢崎市粕川町1003 群馬県立伊勢崎特別支援学校事務室(担当:山口 友朗) 電話0270-25-4461 ファクシミリ0270-21-8653 電子メールgrp720491@pref.gunma.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付方法 令和7年12月26日(金)から令和8年1月28日(水)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時50分までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申

請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について伊勢崎特別支援学校が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年1月30日(金)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和8年1月28日(水)午後4時50分まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後4時50分まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県立伊勢崎特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年2月6日(金)午前10時30分 伊勢崎特別支援学校第一会議室
(郵送による場合は、書留郵便とし、同月5日(木)午後4時までに上記(1)の場所に伊勢崎特別支援学校長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県立伊勢崎特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、契約した総合計金額(消費税等に係る課税事業者の場合は、消費税等を加えた金額とする。)の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で規則第199条各号の規定のいずれかに該当する者は、免除する。

(4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: MIZUTANI Yoshiko, Principal of Gunma Prefectural Isesaki Special Needs School

(2) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Gunma Prefectural Isesaki Special Needs School

(3) Fulfillment period: From April 1, 2026 To March 31, 2031

(4) Fulfillment place: Gunma Prefectural Isesaki Special Needs School district jurisdiction and places designates

(5) Dates of issue for tender documents: From 9:00 a.m. December 26, 2025 To 4:50 p.m. January 28, 2026

(6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Until 4:50 p.m. January 28, 2026

(7) Bidding deadline: Until 10:30 a.m. February 6, 2026

The tender must be sent to the address below no later than February 5, 2026 at 4:00 p.m. by registered mail.

(8) For further details, please contact: YAMAGUCHI Tomoaki, Gunma Prefectural Isesaki Special Needs School, 1003 Kasukawa-cho, Isesaki-shi, Gunma-ken, 372-0023, Japan, TEL 0270-25-4461 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年12月26日

群馬県立館林特別支援学校長 岡田明子

1 調達内容

(1) 調達等件名及び数量 群馬県立館林特別支援学校スクールバス運行業務委託 3路線

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 委託期間 令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで

(4) 履行場所 群馬県立館林特別支援学校（以下「館林特別支援学校」という。）の指定する場所

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者又は令和8年4月1日に令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下、両者併せて「資格者名簿」という。）に登載予定の者であること。

なお、令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年1月13日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月29日（木）午後3時までに資格者名簿の登載を確認し、館林特別支援学校へその旨連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。
- (8) 次のうちいずれかの条件を満たす者
- ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受け、過去3年の間(入札参加資格確認申請書の提出日の前日以前3年間をいう。以下同じ。)に群馬県内で運行事業を行った実績があること。
- イ 道路運送法に基づく特定旅客自動車運送事業の許可を受け、過去3年の間に群馬県内で29人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。
- ウ 本件と同様の業務(自家用自動車管理業(車両運行管理業))について、過去3年の間に群馬県内で29人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。
- エ 過去3年の間に群馬県立特別支援学校でスクールバス運行事業を行った実績があること。
- (9) 日本国内において、館林特別支援学校が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒374-0046 群馬県館林市上三林町579-1 群馬県立館林特別支援学校事務室(担当:本田一馬) 電話0276-73-4526 ファクシミリ0276-73-4475 電子メールge-kantoku@pref.gunma.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付方法 令和7年12月26日(金)から令和8年1月28日(水)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時50分までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について館林特別支援学校が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年1月30日(金)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

- ア 申請書等の提出期限 令和8年1月28日(水)午後4時50分まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後4時50分まで)
- イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県立館林特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

- ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年2月6日(金)午前10時 館林特別支援学校大会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月5日(木)午後4時までに上記(1)の場所に館林特別支援学校長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県立館林特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 契約の相手方は、契約した総合計金額（消費税等に係る課税事業者の場合は、消費税等を加えた金額とする。）の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で規則第199条各号の規定のいずれかに該当する者は、免除する。
- (4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: OKADA Akiko, Principal of Gunma Prefectural Tatebayashi Special Needs School
- (2) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Gunma Prefectural Tatebayashi Special Needs School
- (3) Fulfillment period: From April 1, 2026 To March 31, 2031
- (4) Fulfillment place: Gunma Prefectural Tatebayashi Special Needs School district jurisdiction and places designates
- (5) Dates of issue for tender documents: From 9:00 a.m. December 26, 2025 To 4:50 p.m. January 28, 2026
- (6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Until 4:50 p.m. January 28, 2026
- (7) Bidding deadline: Until 10:00 a.m. February 6, 2026

The tender must be sent to the address below no later than February 5, 2026 at 4:00 p.m. by registered mail.

- (8) For further details, please contact: HONDA Kazuma, Gunma Prefectural Tatebayashi Special Needs School, 579-1 KamiMibayashi-cho, Tatebayashi-shi, Gunma-ken, 370-0046, Japan, TEL 0276-73-4526 (Japanese language only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和7年12月26日

群馬県知事 山本 一太

1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

	物品等の名称	数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
ア	サイレージバッガー	1台	エム・エス・ケー農業機械株式会社 西関東営業所	群馬県北群馬郡 吉岡町大字大久保字中島223 0-1	39,600,000円
イ	トラクター	1台	エム・エス・ケー農業機械株式会社 西関東営業所	群馬県北群馬郡 吉岡町大字大久保字中島223 0-1	23,650,000円

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年11月20日
- 4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 5 入札公告をした日 令和7年10月10日

■ 正 誤

○告示正誤

令和7年7月25日群馬県告示第171号(解除予定保安林)

発行番号	ページ	行	誤	正
第10317号	3	24	第26条の2第2項	第26条の2第1項

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111